

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号。以下「会計規程」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 愛媛県内に事業所を有すること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規程を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式1による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。電話等その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記2の(1)のとおり。
- (5) 入札書の受領期限は、別記2の(2)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 供給物品名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの

表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(参考) 書類への押印について

書類への押印に際しては、浸透印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。(入札金額を訂正する場合は、入札書を提出し直すこと。)
- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (10) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積もる契約金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書(案)等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (12) 入札公告等により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (13) 開札の日時及び開札の場所は、別記2の(3)のとおり。
開札は、即時開札とする。
- (14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (15) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(14)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場に入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書(以下「審査結果通知書」という。)又はその写しを提示することとし、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

- (18)入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (19)入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (20)入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (21)予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）の例による。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札関係職員が行い、入札参加者及びその代理人は、意義の申し立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

（参考）代理入札において、よく見られる無効の例

- ア 代理人であるにもかかわらず、入札参加者本人による入札書を厳封して持参したとき
 - イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき
 - ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき
 - エ 委任状に代表者印がないとき（社印は意思表示にならない）
 - オ 委任状に代理人の印がないとき
 - カ 入札書に代理人の印がないとき
 - キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき（意思表示者が不明）
 - ク 代理人の印が浸透印であるとき など
- (5) 供給物品名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書

- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の該当入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (5) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約の際において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱については、会計規程第176条において例によることとされる会計規則の例による。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取りかわすものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結権限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。ただし、契約書（案）中、契約金額、契約保証金、契約の相手方、契約物品の内訳等については、入札執行後、確定時に記入するものとする。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品等に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全に説明しなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

郵便番号 790-8570

所在地 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

機関名 愛媛県出納局会計課用品調達係

電話番号 089-912-2156

12 その他必要な事項

- (1) 入札公告で示す「入札書のほかに提出する書類」の提出方法、受領期限等は別紙 3 のとおりであり、提出された書類の内容を確認し、入札参加の可否等について、開札日の前日までに提出者に通知する。
- (2) 本契約に係る照会先は、別記 4 のとおり。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、全て該当入札参加者又はその代理人が負担するものとする。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
デジタルコードレス端末の購入
- (2) 購入物品名及び数量
デジタルコードレス端末 200台
(使用に当たり必要な運搬、搬入、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和7年9月30日(火)
- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院総務医事課(所在地:松山市春日町83)
- (6) 入札方法
(2)についての総価で行う。

2 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所
愛媛県立中央病院総務医事課庶務係
- (2) 入札書の受領期限
令和7年8月18日(月) 午後2時00分
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年8月18日(月) 午後2時00分
愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

3 入札書のほかに提出する書類

- (1) 提出場所
愛媛県立中央病院総務医事課庶務係
- (2) 受領期限又は提出方法
令和7年8月6日(水) 午後5時15分
持参又は郵送
- (3) 様式等
入札参加資格確認申請書
(添付書類)・納入実績証明書、・代理店(販売店)証明書、・定価証明書等

4 照会先

- (1) 部局の名称 愛媛県立中央病院総務医事課庶務係
- (2) 所在地 愛媛県松山市春日町83番地
- (3) 電話 (089)947-1111 内線5523